

2022.3 NO.102

発行 東京都港区西麻布2-21-22  
大本山永平寺東京別院  
同心閣内 有道会 〒106-0031  
(題字・大本山永平寺第八十世  
南澤道人大禪師猥下 御染筆)  
発行人 釜田隆文

# 有道

## 有道会綱領

- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、兩大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

## 第三百二十八回曹洞宗通常宗議会



有道会会長  
釜田 隆文

本年は例年になく、積雪の多い年ではありますが、全国有道会会員諸老師には、ご清祥にてお過しの御事と大慶至極に存じます。

新年早々のご挨拶の中で、今年こそは穏やかな年となりますようにと申しましたが、一月初旬頃より新型コロナウイルスから変異したオミクロン株が猛烈な

スピードで拡大し、過去にない感染確認者を記録しており、今もまん延防止等重点措置が全国的に発出中であります。

本年一月二十一日任期満了に伴い、大本山永平寺貫首南澤道人猥下より大本山總持寺貫首石附周行猥下へ管長職交替になりましたが、コロナ禍ということが

で、管長就任式は後日行うことになりました。

今次第三百二十八回の宗議会開会式には、曹洞宗管長として石附周行猥下がご臨場され、仏祖諷経、更にはご懇篤なるご垂示を頂戴いたし、二月二十一日から二十四日の日程で議会が開催されました。

今次議会は予算議会であり、開催しなければ宗務行政が滞ることになることを鑑み、感染対策に最善の注意を払っての開催となりました。

さて、鬼生田宗務総長は、就任時より宗制改革を掲げられています。第三百十三回通常宗議会の総長演説にて、

- 曹洞宗宗制調査室を総務部庶務課に設置
- 現行宗制で使用している用語の不統一が確認されていることから、解釈摘要における混乱を避けること
- 同事項が現行複数の規定の中で重複している箇所があること
- 審事院規程も含め、宗制上の根幹となる曹洞宗憲と、宗教法人「曹洞宗」規則について、総合

的な見直しを宗務総長任期の間に行いたいとの意を表されました。

今次議会に改定案が上程され、教師分限規程・教育規程・財務規程の一部変更案は可決となりましたが、他の曹洞宗宗憲・規則・規程変更案は、審議内容が膨大であり文科省との調整を含むため、議会休会中も継続審議することになりました。

たことをご報告いたします。

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の終息は未だ出口が見えませんが、会員各位におかれましては、今まで通りの感染防止対策

を講じられますことと共に、有道会に尚一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、ここに第三百二十八回曹洞宗通常宗議会の開会に際し、議員各位と共に一堂に会し、恭しく一仏両祖の炳鑑を冀い、正法の挙揚と宗運の恢弘について議し得ますことは、誠に欣幸の至りに存じます。

惟うに、昨今の国内外を洞観すれば、世界中を席卷している新型コロナウイルス感染症をはじめ、内憂外患の情勢に心痛の極みを覚える次第でございます。

斯かる時、釈尊の教えと両祖の家訓をもとに互いに心を通わせ、手を取り合い、人類の安寧たる世

界の形成に資することが、世人の亀鑑たる宗侶の務めであります。

今次宗議会において、曹洞宗憲変更を発意し、令和四年度歳入歳出予算案並びに曹洞宗諸規程の改定等の案件が、当局より上程されます。

衆望を担う議員各位におかれましては、和衷協力の上、慎重審議を尽くしてその責務を果たし、協賛の任を果たされますよう切に願うものであります。

令和四年二月二十一日  
曹洞宗管長 石附周行

## 開会式

### 宗議会開会式香語

洞門耆宿一堂中  
七十餘員志氣豊  
兩祖慈恩如日月  
叡知交換拳宗風  
恭惟此日燈相值  
獻備香華燭茶菓  
巖修如在慇懃之  
奉供養教主本師  
大恩承陽大師  
高祖承濟大師  
太祖常慈恩者也  
上願無極慈悲照  
伏願慈悲照鑑  
如何弁異同  
是色聞声俱脱落  
東西南北自流通

正当即今 施政場中 応供端的

## 教示

本日、ここに第三百二十八回曹洞宗通常宗議会の開会に際し、議員各位と共に一堂に会し、恭しく一仏両祖の炳鑑を冀い、正法の挙揚と宗運の恢弘について議し得ますことは、誠に欣幸の至りに存じます。

惟うに、昨今の国内外を洞観すれば、世界中を席卷している新型コロナウイルス感染症をはじめ、内憂外患の情勢に心痛の極みを覚える次第でございます。

斯かる時、釈尊の教えと両祖の家訓をもとに互いに心を通わせ、手を取り合い、人類の安寧たる世

界の形成に資することが、世人の亀鑑たる宗侶の務めであります。

今次宗議会において、曹洞宗憲変更を発意し、令和四年度歳入歳出予算案並びに曹洞宗諸規程の改定等の案件が、当局より上程されます。

衆望を担う議員各位におかれましては、和衷協力の上、慎重審議を尽くしてその責務を果たし、協賛の任を果たされますよう切に願うものであります。

令和四年二月二十一日  
曹洞宗管長 石附周行

有道会事務局  
〒106-0014 東京都港区芝2-5-20  
TEL03-3454-5475  
FAX03-3454-5477  
田中ビル二階

有道会ホームページアドレス  
<https://www.yudokai.net>

広報部会  
武山 正廣 川村 能人  
松本 宏思 松浦 徹應  
國安 大智 木村 光俊  
小島 宗彦

# 【第三百二十八回曹洞宗通常宗議会議・総長演説抜粋】 宗務総長 鬼生田俊英

大本山永平寺貫首南澤道人猥下  
におかれては、本年一月二十一日  
に任期満了を迎え、管長職を退  
任、二十二日に大本山總持寺貫首  
石附周行猥下が就任された。

また、石附猥下の貫首就任に伴  
い、副貫首選挙を行い、候補者推  
薦届出が一名で無投票選挙が確  
定、岩手県奥州市正法寺住職、盛  
田正孝師が当選した。

さらに本年一月十日付、大本山  
總持寺西堂位に、愛知専門尼僧堂  
堂長・愛知県名古屋正法寺住  
職、青山俊徳師が就任された。

## 宗務庁の新部署設置について

先日開催の企画委員会で、庁内  
役職員により構成された組織機能  
検討委員会の座長である、岩井秀  
弘伝道部長より、経過報告と併せ  
中長期計画の策定、行財政や組織  
機構の改革を検討、推進するため  
の、新たな組織横断的部署設置の  
提言があった。

新部署設置を含めた諸々の件  
は、より慎重審議を要するため、  
同委員会に専門部会を設ける必要  
があるとの結論に至った。今次内  
局として部署設置を急ぐのではな  
く、組織横断的な取り組みをより  
強化、推進するため、まずは事業  
内容の細分化等を行い、専門部会  
などを通じて、各部署の垣根を超  
えた取り組みが具体的にどう機能  
するのか、関係各位の理解を得な  
がら進めたい。

## 曹洞宗宗制調査室について

設置期間は、令和五年三月三十  
一日までである。  
曹洞宗宗憲、宗教法人「曹洞  
宗」規則、曹洞宗懲戒規程の各変

更案は、さらなる審議を要するた  
め、曹洞宗総合特別審議会に専門  
部会を設け、審査を行い、答申書  
が提出された。

各規程の変更の施行日は、一部  
を除き令和五年四月一日と統一し  
ている。

これは、提出議案にある宗教法  
人「曹洞宗」規則の変更が、文部  
科学大臣の認証書の交付を受け、  
初めて効力を有することから、宗  
議会の承認を得て、早速、事後の  
手続きに入り、施行を予定する令  
和五年四月一日前に、認証書の交  
付手続きを完了する所存である。

## 伝道部詠道課について

五月十七日に、「梅花流創立七  
十周年記念表彰」を、曹洞宗檀信  
徒会館「桜の間」で開催予定であ  
る。式典中の清興では、梅花流の  
二部合唱を企画、インターネット  
配信も予定している。

現代のニーズに応えた梅花流詠  
讚歌洋楽譜は、目下、作成中であ  
る。洋楽譜は、梅花流を知らない  
方や子どもたちに、広く梅花に触  
れていただきたい、との願いを込  
めている。

## 過疎地寺院振興対策室について

昨年、『月刊住職』に「過疎地  
のお寺の現状と将来」として三方  
月に亘り寄稿した。この連載が文  
化庁の目に留まり、十一月三十日  
に文化庁主催の『令和三年度不活  
動宗教法人対策会議』で「寺院の  
不活性化にみる曹洞宗の未来像」  
と題し、対策室の職員が講演をし  
た。

今後は積極的に文化庁や他宗派  
と情報を共有し、不活動法人や無

住職寺院に対する課題に取り組ん  
でまいりたい。また、少子高齢  
化、宗教離れなどの諸問題は、過  
疎地だけのことではないので、現  
状を分析、有効的な施策を検討し  
たい。

## 曹洞宗檀信徒会館について

令和三年度上半期、四月から九  
月までの運営について、総売上高  
は一億四千七百八十八万二千六  
十円で、売上原価は二千五百一  
万三千三百一十一円。販売費及び一  
般管理費は二億九千九百八十八万九千三  
百七十七円であり、営業外収益二千六  
百七十八万五千五百五十三円を加え  
た、九月末日現在の税引前当期損  
失は一億四千八百八十三万七千六  
百八十八円である。

## 宗務及び事務に関する説明書

掲載順は、『曹洞宗宗制』に準拠  
し、  
総務部関係

近年の災害見舞金申請件数の増  
加に伴う保険料増額に対応するた  
め、寺院福祉審議会専門部会で検  
討を重ね、答申書が提出、内局へ  
回付されたので、持続可能な災害  
見舞金制度構築に向けて検討する  
所存である。

新型コロナウイルスの影響による福祉資  
金貸付の現状は、令和二年度が二  
件、令和三年度が三件の貸付で  
百万円が一件、二百万円が四件で  
ある。

## 教育部関係

曹洞宗研究員は、制度見直しの  
具体的検討を進めるため、令和四  
年度の募集は行わない。

曹洞宗育英会は貸付による奨学  
金制度見直しのため、令和四年度  
は新規奨学生の募集は行わない。  
現職研修会と寺族研修会のテー  
マは、昨年度に続き同一とし、

「曹洞宗における信心に関する諸  
問題―多様な宗教情勢に惑わされ  
ないために―」とする。また、オ  
ンラインを含む研修会の開催方法  
や講師派遣は、引き続き当該宗務  
所と連携をとり柔軟に対応した  
い。

総研の未来創生研究部門は宗門  
関係者が布教・教化や寺院運営を  
行う際に活用できるような資料作  
成を目指し、既存の研究成果など  
の整理と再精査を進めている。

過疎問題対策については、「過  
疎」という言葉にとらわれずに全  
体的な視野を持ち、特に地域活  
性・地方創生と連動して、地域の  
拠点となるような寺院のあり方  
を考究している。

災害支援は、現在の被災地支援  
に限らず、寺院の公益性の視点か  
ら、災害時の備えとしての寺院機  
能、突発的な困難に即応できるよ  
うな寺院の態勢について考察を進  
めている。

近現代教団研究部門は、部門内  
に「近現代の曹洞宗教団と人権問  
題研究会」及び「近現代の曹洞宗  
教団と布教化研究会」という二  
つの研究会を設置して、年度ごと  
に定めた研究テーマについて、資  
料調査と学問的議論を進める予定  
である。

宗学研究部門は、歴史・書誌・  
思想等に関する共同研究及び個人  
研究に取り組み、各学会や研究雑  
誌で成果を報告している。

また、供養に関する研究部会で  
はコロナ禍を契機とする様々な供  
養の様相を踏まえつつ、現代の宗  
門における供養のあり方を研究し  
ている。

教化研修部門は、一部にオンラ  
インを導入して進めてきた。高齢  
者福祉施設や幼稚園・保育園を訪  
問しての実習、坐禅指導実習など  
は、ビデオレターやオンライン会  
議システムを利用して実施した。

## 財政部関係

現在、級階査定委員会に専門部  
会を設置、次期級階査定に向けた  
検討を行っている。

本年一月末日現在、宗務庁保管  
の資源台帳で、財産処分等の手続  
が完了した未承認財産等を有す  
る寺院は二千六百二十八か寺であ  
る。

これらの寺院に対して、資源課  
では、この状況と級階査定終了よ  
り約二年が経過することを受け、  
本年三月中旬以降に、対象寺院に  
照会状送付を予定している。

## 教化部関係

来年度の各管区教化センターで  
の布教講習会は、今年度同様、研  
修用動画を視聴、レポート提出で  
参加したものとする予定である。

宗務総合調査準備委員会を設置、  
これまでの検証と今後の展望につ  
いて検討を行い、十年に一度の調  
査に拘ることなく、施策に基づい  
た調査を行うことも必要との結論  
に至った。

令和五年度に開催される管区集  
会に合わせ、各管区及び国際布教  
総監部で、太祖瑠山紹瑾禪師七百  
回大遠忌予修法要を厳修予定であ  
る。

次年度の布教化に関する告諭  
は、管長猥下に直接お示しいた  
いたお姿をDVDに収録し、六月  
号の『曹洞宗報』と同送の予定で  
ある。

SDGs推進委員会は、ジェン  
ダー平等の取り組みとして、宗務  
庁で、女性の積極的雇用を促進し  
活躍できる機会を拡げるための検  
討をしている。

「てらスクール」では、二〇一九  
年からSDGsに関する連載を継  
続、現在は、十代の学生たちと  
「行動を起こすことの大切さ」に  
ついて、記事を作成している。  
更に、人権本部が二〇一八年度

から今年度まで取り組んできた、  
誰もが安心してお寺に行ける環境  
の整備について、これをSDGs  
推進委員会の取り組みの一つとし  
て引き継ぎ、「地域社会のダイ  
バーシティ&インクルージョン  
(仮称)」と称するグループを設  
置、各部横断的に取り組みを継続  
して、寺院のコミュニティを活用  
したSDGsの新たな活動が創出  
されるよう、菩薩行の実践に結び  
付けてまいりたい。

令和四年、北アメリカ国際布教  
百周年を迎えるにあたり、本年十  
一月、記念行事、授戒会及び慶讃  
法要を計画している。

令和二年度は新型コロナウイルスによる  
頒布物の売上減少が見られたが、  
令和三年度作業決算における売上  
は、前年度の同時期と比べ〇・二  
七%増で、梅花関係の売上は、前  
年度の同時期と比べ二六・七%減  
である。

## 出版部関係

曹洞宗梅花流指定店制度は、令  
和三年度で廃止、令和四年度から  
は書籍等の刊行物と同様、曹洞宗  
ブックセンターから直接購入でき  
る。

曹洞宗の寺院、僧侶及び寺族が  
各種ソーシャルメディアを布教化  
のツールとして活用する一方、  
使い方によっては、本人の意図す  
るところに関わらず、他者の尊厳  
を傷つける危険性を持ち合わせて  
おり、トラブルに巻き込まれる事  
例がある。

そこで、「曹洞宗ソーシャルメ  
ディア利用ガイドライン」を策  
定、各種ソーシャルメディアを利  
用する際の注意事項として明示す  
ることとした。

当ガイドラインは、昨年十一月  
より、「曹洞禅ネット」の最下段

に、リンクが表示されている。ま  
た、『曹洞宗報』本年一月号にも  
掲載した。

## 人権擁護推進本部関係

宗門における人権学習は、この  
二年余り、新型コロナウイルス対  
策を徹底した環境下での対面開催に  
加えて、オンラインや動画を活用し  
た研修会を実施しており、僧侶や寺  
族すべてに学習の機会を提供でき  
ているとは言い切れないが、新  
たな人権学習会の方法の一つと考  
えている。

人権学習基礎テキスト「これだ  
けは知っておきたいQ&A」につ  
いて準備委員会を開催、テキスト  
編纂のための具体的な方向性、内  
容を検討した。

令和四年度は準備委員会の経緯  
を踏まえ制作委員会を設置、令和  
五年度教区人権学習会での活用を  
目標に、編纂作業を進めてまい  
る所存である。

## 檀信徒会館事業本部関係

昨年七月から八月まで三階宴会  
場を港区の新型コロナウイルス職  
場として無償提供し、その後令和  
四年三月まで有償で会場提供を延  
長している。

東京都の「宿泊施設バリアフ  
リー化支援補助金」を活用、十五  
階客室のバリアフリー改修工事を  
計画、着工は本年七月を予定して  
いる。

宴会や宿泊キャンセルなどに  
よって生じた食材を利用した弁当  
販売、六階レストラン「パンセ」  
では、週替わりランチを加えるな  
どメニューを一新。昨年八月に営  
業を再開した二階「ジラソール」

でも、日替わりのワンプレートラ  
ンチや、週替わりのパスタランチ  
などをドリンク付きで千円で提供  
し、売り上げ増に貢献している。

# 総括質問



有道会代表  
増坂 澄俊

## 質問(一) 機構改革

PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)を宗門の組織運営の基軸に据え、着実に宗門改革を推進させていく。今こそ「改革の大綱」の基盤を整備設定する大切な時と思量するが、見解を伺いたい。

## 質問(二)の答弁

企画委員会専門部会で、組織横断的な部署の設置や、今後の宗門機構、行財政に関する改革、中長期計画の策定等を検討、推進してまいりたい。

## 質問(二) 宗制見直しの基本方針

今回の規程変更は、宗門が目指す「改革の大綱」実現のための個別具体策を規程化「事業・事務の効率化を進めるため、組織・機構の適切な改編を実現し、財政の健全化を図って宗門の活性化に繋げていく」という、政策の基本方針の主旨を実現するためのもの、内容の有効性を検証の上、審議を尽くし実現しなければならぬ。基本的な方向性を伺いたい。

## 質問(三)の答弁

今次通常宗議会で曹洞宗宗憲及び宗教法人「曹洞宗」規則の一部変更案を上げている。

これらの宗制は、曹洞宗としての土台を規定するものだが、今回の整理作業の中で、曹洞宗宗憲は、宗教団体として代表は管長、また、宗教法人「曹洞宗」規則は、宗教法人として代表は代表役員とするよう整理している。

これらの各変更案は、この原理原則に基づいての整理である。承認いただければ、各規程の土台が定まるので、その中での変更すべき点について提案する環境が整う。

しかし、今後宗門が取るべき施策として、曹洞宗宗憲、宗教法人「曹洞宗」規則で定める原理原則が、社会的価値観、現実と乖離してしまうこともあり得るので、世の中の趨勢により、規定の変更や削除は必要と思量する。

## 質問(三) 研修会のあり方

コロナ禍で各部署がオンライン研修会等となり、その中

で時間と経費の節減・効率性が確認され、コロナ後も活用するとされている。そこで、宗務庁より質を保証された研修内容をネット配信し繰り返し学習できる体制を整える。対面学習・フィールドワークは効果が期待できる所でのみ行うハイブリット型とすべきと思慮する。

また、宗務所寺族研修会修了証を寺族の責任役員就任の必要要件として、研修会への参加を促し資質向上を目指しては如何か。

## 質問(三)の答弁

オンラインでの講師派遣は、副産物として、移動に掛かる時間と経費の面で大いに削減することができた。宗務庁主催の研修会、学習会の目的と効果は適宜あり、また会場によって通信環境や機器の整備状況も異なる。そのため、様々な条件を考慮した上で、研修会の開催方法を模索してまいりたい。

なお、寺族研修会は基礎的学習が中心で、責任役員等に就任するための学習を前提としていない。

## 質問(四) 将来の宗費総額の縮小

財政運営にマクロ経済スライドの仕組みを導入すべきと提案する。

現時点で目指す最終的な宗費収入総額の目標値を定め、収入と支出総額の均衡が保た

れるよう、年度ごとに緩やかに収入総額と支出総額の削減を調整していくスライドで当面の課題を解決できる。賦課金の総点数を変えず各年度予算総額に応じて、一点何円と賦課金総額を調整する。見解をお聞きしたい。

## 質問(四)の答弁

現状の経理課や各所管部での費用抑制の努力だけでは不十分で、宗務庁の事業全体を俯瞰しながら、優先すべき施策を慎重に分析・検討・協議をして、大胆な歳出の削減に繋げる必要があるかと存する。

## 質問(五) 教化センターの機能移管

教化センター機能を各管区に移管する等、現状の所管部に縦割り制を見直し、組み替えも視野に検討することが機構改革への第一歩と思慮するが如何か。

## 質問(五)の答弁

教化センターで重複の業務を集約しながら、管内僧侶の研修、研鑽に重点を置くよう各教化センターには周知している。これを踏まえ、企画委員会専門部会で、本部布教の敷衍を衰退させることなく、次世代へ持続可能な教化基盤を維持すべく、各教化センターと宗務庁とのあり方を新たに構築すべく協議・検討を進めたい。

## 質問(六) 「曹洞禅ネット」の刷新

トップページ更新時に掲示板を設け行事・禅語等を紹介しては如何か。

また「禅の友」等の一部を電子版として掲載し、出版物の拡販へと繋げていく等、出版部との融合を実現していただきたい。さらに、宗門人材育成のための教育システムを寺院専用サイトに構築することを提案したい。

## 質問(六)の答弁

両祖の教えを紹介するページを新設予定である。また、寺院単位の行事や紹介したい活動を告知できる仕組みを導入している。「寺院専用サイト」で申請、宗務庁で掲載可否の判断をした後に掲載という流れとなる。

既に『禅の友』の「ご本山だより」「曹洞俳壇」「曹洞歌壇」は毎号閲覧ができ、連載中の「梅花流」をはじめ」と以前連載していた「梅花のこころ」も毎号掲載している。寺院向けの研修動画等の掲載には、「寺院専用サイト」に「僧侶の窓」というページを開設、研修用動画や人権学習の資料を公開している。

## 質問(七) 過疎地寺院振興対策

前回宗議会で戸田光隆議員は文書質問で、「活性化に繋がる施策を示し宗務所・教

区・寺院と連携したロールモデル寺院を設定し、効果を検証して情報を提供し続けていく」「マニュアルではなく、困窮寺院の声を聴き解散を含め適切なアドバイスを示す事ができる人材や組織の編成が必要」と提案された。過疎対応は活性化策との同時推進が求められており、この提案を

過疎地対応の基本施策となる規程制定に向け、事前検証モデルとして実施すべきと再提案したい。

## 質問(七)の答弁

提案は各寺院の状況が異なるため、今のところロールモデル設定は予定していない。今後は過疎地に限定せず、広く持続困難寺院を対象にした新たな施策を講じなければならないと存する。

## 質問(八) 災害対策

北海道管区では管区条例に災害見舞規程が整えられ、寺院共済の一環として一定額を管区費と共に徴収、被災寺院の状況に応じ見舞金を届ける仕組みがあり、道内各宗務所も同様である。

宗務庁でも、宗務所規程を変更、全国の管区・宗務所に対し自然災害への備えの共助の体制作りを促す、「支援協力体制」作りを目指すべきではないか。

また、首都直下型地震や自然災害、疫病などのリスクから宗務所機能の確保策など

を含め、BCP(有事の際にも事業を継続できる)計画の早期策定と発効を求めたい。

宗務庁から管区・宗務所に、北海道管区のような体制作りをお願いすることは、各実情もあり一律には困難と思慮するが、宗門全体で連携した支援協力体制を整えることは重要であり、共助の推進も視野に入れ、災害に対応したい。

## 質問(八)の答弁

BCP・事業継続計画は、現存する災害発生時の対応マニュアルを基盤とし、更新作業を進めている。宗務庁BCPが策定、浸透することで、災害発生時には迅速かつ正確に対応することが可能となり、被災後の早期業務再開は、宗務庁の社会的存在意義に鑑みても意義がある。

## 質問(九) 教師養成制度

様々な経験を持つ多様な人材を受け入れ、広く社会に門戸を開放し、住職候補者を育成するため以下を提案したい。

- 一. 専門僧堂に各々の個性に合わせ受け入れ可能な僧堂を紹介仕合うシステム・仕組み作り。
- 二. 多様な人材受け入れのため、物的・人的に必要な経費の一部補助の仕組み構築。
- 三. 僧堂設置基準と堂則に

三. 僧堂設置基準と堂則に

準拠しつつ堂長の見識のもと、掛搭希望者と面談の上、安居方法と期間の決定。

四、僧侶教師分限規程等に通常安居と常設特殊安居の選択制。

五、常設特殊安居を選択した掛搭僧は堂長と相談の上、週末あるいは有給休暇等を利用して安居日数を積算累計。必要日数が満たされた時点で二等教師補補任。

六、二等教師補補任から六年以内に積算九十日間の常設特殊安居を重ねて二等教師補任。

七、本庁配信のネット教育システムを活用した各科目の必要単位取得の補助。

性別による受け入れ限定を削除している僧堂もあるが、いわゆる性自認について悩む方へ配慮したのではない。身体的不安を抱える掛搭志願者等の受け入れは僧堂に一任しており、堂長の裁量で面談することが可能である。このような多様性を尊重した掛搭僧の受け入れは、現行制度でも問題はないが、受け入れ僧堂では、施設面やメンタルケアなどで異なる状況を考慮する必要がある。僧堂内での対応が困難な場合は、地域の医療福祉関係・支援団体との連携等が不可欠と考慮する。その中で、経費が僧堂会計を圧迫するようであれば、経費の聴き取りを

行い、必要手当てについて検討したい。

多くの僧堂に特殊安居開設を受けていただき、通常開設、志願条件緩和、一回当たりの研鑽日数の緩和を軸にすれば、特殊安居制度の有効活用につながる。安居形態の多様化を進めることで、安居が難しくなった方も、道が開けると存ずる。

また、学科目のオンデマンド配信は便利な方途だが、一方通行なので、微細な理解度や温度感が伝わりづらいと思慮する。

寺院後継者相談所規程に人材登録制度を新たに設け、就職資格を取得した者の内、新たに任職地を希望する者を登録、後継者を求める寺院とのマッチング機能を強化する。スキルを活かして地域貢献や新たな発想による教化事業・活動の拠点作り等を指す者は、審査の上、寺院後継者相談所規程に登録された寺院とのマッチング機能を活かす、寺院再興を託す。

寺院後継者相談所に、後継者になりたい僧侶、後継者を迎えたい寺院双方の登録を常時受け付けている。教師資格取得の僧侶に、住職として活躍する場を提

供することは、後継者問題解決の方途として有効と思慮する。ただし、再興を前提として任職に就任することには覚悟が必要であり、

マイナス要素も少なからず背負うことにもなりかねないので、慎重に検討する必要がある。

## 通告質問 有道会議員（要旨）

川村 能人



選挙規定

副貫首選挙の選挙長が宗務総長で、宗議会議員と宗務所長の選挙長は宗務所長が充たれる。これは首長が選挙長を兼ねることになり、公正性の点で違和感を覚える。そこで、任意の独立した選挙管理機関を設置できないか。

複数の宗務所・府県にまたがる選挙区があるが、選挙人数で割り振られているのか。選挙人数が少ない県や宗務所が不利なことは明白であり、今後、選挙区画の変更は考えているのか、伺いたい。

答弁・総務部長

選挙管理委員を誰が選

松浦 徹應



出、任命するのか、経費をいくら、誰が支出するのか等、具体的問題が多くあり、種々の事情を踏まえた慎重な議論が必要と存ずる。

現在の区画は第四十六回通常宗議会で決定している。その際「寺院数、選挙人数、宗費負担点数等を勘案、さらに地域性を加味」した旨の説明がされている。

区画変更は、まずは、議員や会派での研究などを参考に、各位に納得できる変更案を作成すべきと思慮するので、現時点では変更する考えはない。

檀信徒会館

二年前の宗議会で嶽盛和三議員は以下の提案をされた「ハイリスクのホテル経営を曹洞宗から切り離し、ソービルの土地に定期借地権を設定、すべての運用を不動産運用会社に任せ、宗務庁などの必要部分を借り直し使用する方式」、これに対する答弁は「慎重に検討する」ものであったが、その後の進捗状況をお聞きしたい。

が、現在、どの程度計画が進行しているのか。

さらに、総研の業務として規程第三条第二項の「必要な調査、研究」は誰が決定して着手するのか、伺いたい。

答弁・教学部長

宗学研究部門では、コロナ禍を契機とする様々な供養の様相を踏まえつつ、供養のあり方を研究している。また、未来創生研究部門では、データを収集し寺院の窮状把握に努めており、成果を公表できるような今後の研究を進める所存である。

中長期計画策定は、総研として現状計画は進行していないが、今後、十分連携を密にして総研としての役割を果たしていきたい。

必要な調査と研究は、総研各研究員の意志と主任の見識と所長の判断を踏まえて決定し、内容を運営委員会に報告して了解を経て、事業に着手している。

鈴木 祐孝



総合研究センター

コロナ禍における教化施策、収束後の宗門の窮状についての問題解決方法等を早急に公開すべきと思慮するが、具体的に示していただきたい。

また、前回宗議会の総長演説で「中長期計画を策定することについて総研とも連携を深める」という箇所がある

## 文書質問

回答は所管部長名

神野 哲州

級階査定

令和二年改定の級階で、査定後六十日を超しての再審査の申し立て件数は何件か。また、財務規程第五十八条第一項第四号はどのような場面に

金岡 潔宗

曹洞宗僧堂設置基準

学科目の履修について、その理由のいかんを問わず、遅刻等をした場合は履修したものとみなされず、配役や公務、体調不良で履修単位数に満たない場合も試験を経ることなく不合格となる。掛搭僧が少ない僧堂では、前記の事由がある場合は堂長の判断により、試験を行うべきと思慮するが所見を伺いたい。

回答：指摘の項目は学科目に出席した掛搭僧を正確に記録管理することを目的としている。やむを得ず欠席となった場合は、堂長の裁量で補講を行う、配布資料で後日自習ができるよう配慮するなどの方途で補うこ

とが必要と考えており、補講のシステムが設置基準には不備であれば、今後変更を検討すべきと思慮する。

松本 宏思

WEB宗議会

長期に渡り宗議会開催が不可能となった時を想定して、... 宗議会の開催が不可能となった時を想定して、...

回答・リモートの参加について規定する条文がないこと

回答・リモートの参加について規定する条文がないことから、議員が本議場に不在の場合は、定足数には含まれないとの解釈が自然である。...

「宗制様式の取り扱いに関する規定」第八條

第百三十三回通常宗議会で、の質問に対して「全国寺院の約三分の一が責任役員任期満了で、その現状を改善し、...

た。しかし、兼務が増加する現状では、同時申請の規程が委嘱手続きを阻害する例も多々見られる。見直しが必要ではないか。

回答・委嘱手続きを困難と

回答・委嘱手続きを困難としている原因は、兼務の増加ではなく、長期間にわたる委嘱手続きを怠ったこと... 宗議会の開催が不可能となった時を想定して、...

砂越 隆侃

檀信徒会館と東京グランドホテル

コロナ禍の現状があり、建物も築五十年を迎える。今後の対策と未来構想をお聞きしたい。また、現責任役員の持ち株数と、その役割、責任範囲もお聞きしたい。

回答・外部専門家の意見を

回答・外部専門家の意見を参考に、短・中・長期計画の検討を行っている。平成十一年九月末で(株)東京グランドホテル自身が株式会社解散手続きをしているので、株式会社がない。...

会議と日程

【第一日目】二月二十一日 成立に関する集会 開会式、開会

常任委員選挙(別掲) 宗務総長演説 議案上程、所管部長説明 宗務監査委員長報告 議案研究

【第二日目】二月二十二日 総括質問 永平寺系・増坂澄俊議員(別掲) 總持寺系・田中清元議員 特別委員会設置(別掲) 委員会付託 各委員会審議 通告質問

【第三日目】二月二十三日 各委員会審議 通告質問 各委員長報告 【第四日目】二月二十四日 各種案件可決承認 (第三特別委員会議案は閉会中 継続審査)

第三特別委員会補欠員選挙 懲罰委員長報告、閉会

常任・特別委員会

(議) 長三吉由之 (副議長) 村松延行 ☆運営委員会 (主) 近藤 龍法 (主) 藤森 元亨 (主) 圓通 良樹 嶽盛 和三

☆決算委員会 釜田 隆文 深川 典雄

(主) 来馬 宗憲 (主) 名村 直高 池田 大智 (主) 福田 光昭 (主) 吉村 明仁 (主) 佐藤 清廉 (主) 川村 能人 (主) 石附 正賢 國安 大智

☆第一予算委員会 須田 孝英 小島 泰道 (主) 藏山 大頭 神野 哲州 (主) 片山 昌佳 (主) 高橋 英寛 (主) 平岩 浩文 (主) 阿部 光裕 (主) 荒井 裕明 (主) 河村 康秀 高橋 英悟

☆第二予算委員会 (主) 石川 順之 山本健善 砂越 隆侃 (主) 田中 清元 平井 正道 (主) 乙川 良介 (主) 押川 伸生 清泉 文英 (主) 鈴木 祐孝 岩本 一典 小島 宗彦

☆請願委員会 (主) 戸田 光隆 (主) 大坂 恵司 (主) 松本 宏思 甘蔗 英司 松浦 徹應

☆懲罰委員会 (主) 伊藤 弘隆 増坂 澄俊 (主) 服部 直哉 (主) 木村 光俊 坂本 泰俊

☆第一特別委員会 深川 典雄 (主) 横井 真之 (主) 五十嵐靖雄 金子 清学 (主) 奥村 孝善 (主) 喜美俊郎 龍谷 顯孝 松原 道一 (主) 伊藤 弘隆 (主) 金岡 潔宗 (主) 渡部 卓史 中村 見自 (主) 武山 正廣 (主) 倉内 泰雄 (主) 坂本 泰俊 (主) 敬称略 太字は有道会 (長は委員長 (主は主査

宗制の主な変更

曹洞宗宗制中一部変更および規程制定

曹洞宗僧侶教師分限規程中一部変更(教学部) 被災で全損した寺院における、復興に時間を要する場合の建法幢の特例措置を整備する(新設)。駒澤大学が苦小牧駒澤大学内に設置する仏教専修科を終了した者の修学履歴適用を保護するため経過措置を整備。

曹洞宗教育規程中一部変更(教学部)

新型コロナウイルス感染症など未曾有の事態が乗じた場合に柔軟な対応ができるよう字句を整理。理事候補者および監事候補者等の推薦について、本宗の推薦に基づき就任した者が、本宗の構成員として留意すべき事項を定める。「僧堂振興協議会」を運用の実状を踏まえて「僧堂実務担当者会議」と変更。

曹洞宗財務規程中一部変更(財政部)

教師賦課金免除について、免除の終身適用を移項し整理。免除撤回について、遡及して賦課金の支払いは求めず、身分変更が生じた年度から支払いを求める旨を明確にするため「撤回」として字句を整理。また、納付すべきものは正教師に限られていないことから不要な字句を整理(正教師以下のいずれもが該当)。減免に係る決定手続きの明確化、減免申請中の者が翌年度の減免申請があった場合は、特別審査会に意見を求めることなく減免できるように変更。

閉会中継続審査議案

曹洞宗宗憲中一部変更(総務部) 包括宗教団体である曹洞宗について、略称を「宗門」と定義。一仏両祖の呼称を宗憲中に明示。宗憲の表決数について、定員七十二人に対する比率を現行四十%から、憲法改正の国会発議と同水準の六十六・六%に引き上げる等の変更。 宗教法人「曹洞宗」規則中一部変更(総務部) 略称「庁議」の廃止および宗議会の議決事項の変更に伴い字句を整理。規則変更の表決数を宗憲変更と同等とする。

曹洞宗各種審査規程制定(総務部) 各種審査会の統合等により新たに規程を制定。内局の諮問に依る各種審査会について必要事項を定める。 曹洞宗規程中一部変更 曹洞宗懲戒規程中一部変更(総務部) 宗憲と整合性を図り、宗教法人曹洞宗ではなく宗門(宗教団体曹洞宗)内部の地位が制裁対象である旨の明確化を図るため字句を整理。僧籍復帰は不可能、再得度は可能とする「僧籍剥奪」処分を新設、懲戒種類が多層化を図る。懲戒の重さの違いについて基本的な基準を設ける。新たに寺族に関する懲戒の条項を設ける(対象は「寺族代表」分限を備えるものに限る)。

有道会役員

Table with 2 columns: Position (e.g., 会長, 顧問, 幹事) and Name (e.g., 釜田 隆文, 熊谷 紘全, 砂越 隆侃).

# 令和4年度予算が決定しました

☆ 級階賦課金 1点147円 (昨年度と同額)

## ●令和4年度 曹洞宗一般会計歳入歳出 予算

歳入予算額	48億2743万2000円
歳出予算額	48億2743万2000円
(歳入歳出ともに前年度より8億5240万8000円の減額)	
(内訳)	
歳出経常部予算額	46億7245万2000円
(前年度より2億5528万8000円の減額)	
歳出臨時部予算額	1億5498万円
(前年度より5億9712万円の減額)	

### ○一般会計 歳入 予算額 48億2743万2000円 (内訳)

1款-賦課金	42億2198万6000円
2款-義財金	2億9846万円
3款-手数料	2264万5000円
4款-雑収入	8434万円
5款-準備資金受入金	2億円
6款-借入金	1000円

### ○一般会計 歳出経常部 予算額 46億7245万2000円 (内訳)

1款-兩大本山費	3720万円
2款-宗務管理費	19億4159万9000円
3款-宗費完納奨励金	6億2910万8000円
4款-分担金	1573万5000円
5款-会議費	1億57万7000円
6款-企画費	3280万4000円
7款-人権擁護推進本部費	3890万3000円
8款-検定会費	833万6000円
9款-布教教化費	3億5634万1000円
10款-補助費	1億2224万円
11款-教育費	2億965万1000円
12款-指導養成費	5603万8000円
13款-交付品費	1707万8000円
14款-伝道教化資料費	1295万円
15款-出版費	1億426万9000円
16款-調査費	1116万円

17款-選挙費	2000万円
18款-指導相談費	225万3000円
19款-年金	1億6204万円
20款-審事院費	1416万3000円
21款-特別会計繰入金	7億7000万7000円
22款-予備費	1000万円

### ○一般会計 歳出臨時部 予算額 1億5498万円 (内訳)

1款-管長就任式費	350万円
2款-大本山總持寺前貫首茶毘式香資	1500万円
3款-大本山總持寺貫首晋山式祝賀	1500万円
4款-大本山總持寺貫首晋山式法定聚会旅費	1500万円
5款-太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌予修法要準備費	1500万円
6款-北アメリカ国際布教100周年記念授戒会開催に伴う補助費	360万円
7款-英訳版『正法眼蔵』作製費及びシンポジウム開催費	700万円
8款-駒澤大学新図書館建設支援金	500万円
9款-世田谷学園創立125周年記念事業特別支援金	300万円
10款-SDGs推進事業費	578万円
11款-過疎地寺院振興対策室費	400万円
12款-曹洞宗宗制調査室費	310万円
13款-大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌香資	6000万円

### ○特別会計 歳入歳出予算

僧侶共済	40億7517万2000円
寺院建物共済	41億2867万円
育英資金	5億9269万2000円
社会事業振興資金貸付等	526万8000円
宗門護持会	1億506万3000円
不動産(建物)償却引当積立金及び不動産取得運用基金	27億8025万4000円
修証義公布百周年記念育英基金	11億8411万3000円
災害対策	9億2999万4000円
図書印刷物等刊行	8億7100万2000円
檀信徒会館	14億1444万5000円

